

「東京都教育施策大綱（案）」に対する意見募集の結果について

1 意見募集の結果の概要

- (1) 募集期間：令和7年2月12日（水）から同年3月14日（金）まで
 (2) 提出方法：WEB又は郵送
 (3) 回 答 数：258件

【回答者属性】

小学生	4
中学生	2
高校生	0
大学生、専門学校生	3
未就学児の保護者	9
小学生の保護者	60
中学生の保護者	25
高校生の保護者	8
学校関係者	41
その他(個人・法人)	106
合計	258

【項目ごとの件数】

項目	件数
2050年代の東京の姿（3ページ）	10
未来の東京に生きる子供の姿（4ページ）	1
東京の目指す教育、東京の目指す教育の実現に向けた3つの学び（5～6ページ）	15
東京型教育モデルをバージョンアップして「新たな教育のスタイル」へ、LPXで教育を変えていく（7～8ページ）	12
「新たな教育のスタイル」を都立高校から展開（10ページ）	8
デジタルを活用した学び方の転換（11ページ）	109
世界を舞台に活躍できる人材の育成（12ページ）	12
一人一人の子供の状況に応じたきめ細かな教育の充実（13ページ）	36
インクルーシブな教育の推進（14ページ）	45
子供たちの学びを支える教職員・学校の力の強化（15ページ）	39
その他	37
合計	324

(注)

- ・ 一つの回答で複数項目について意見のある場合があるため、回答数と項目ごとの件数とは一致しない。

2 主な意見と見解

本大綱の策定に当たっては、皆様からのご意見を参考とさせていただきました。

主な意見要旨と東京都の考え方は以下のとおりです。

番号	区分	項目	意見要旨	東京都の考え方
1	小学生の保護者 その他(個人・法人)	2050年代の東京の姿(3ページ)	素晴らしい取組だと感じている。理想と同時に現実的な施策を考え実行してほしい。親としては、今の子供たちが大人になる前に必要な変革を望んでいる。	東京都教育施策大綱に基づき、子供一人一人に寄り添った施策を展開していきます。
2	その他(個人・法人)	2050年代の東京の姿(3ページ)	東京の教育の仕組みを日本のスタンダードにするには、地域課題解決を校外機関と連携して進める学びが必要である。柔軟な予算運用や、学校と社会・企業をつなぐプラットフォームの構築も重要である。教員の副業を認め、多様な専門性を持つ人材をリクルートすることが求められる。	都は、都立高校において、生徒が自ら設定した課題やその解決を進める探究学習に関し、大学や研究機関と連携を図り、専門的な知識の提供を受ける取組等を行っています。頂いたご意見は今後の参考とさせていただきます。
3	学校関係者	2050年代の東京の姿(3ページ)	「東京の教育の仕組みを日本の教育のスタンダードに」は各地方の特性を損ねるため、削除するか、導入自治体に人材や資金を提供することを明記すべきである。	デジタルとリアルの最適な組み合わせによる、一人一人の興味関心に応じた新しい学びを開発し、都立高校から展開していきます。
4	中学生の保護者	未来の東京に生きる子供の姿(4ページ)	都立中高一貫校を増やし、高倍率を緩和し、通いやすいエリアを増やすことで、各沿線の上にバランス良く選択肢を広げるべきである。	都立中高一貫教育校は、地域バランスや生徒の通学時間等を考慮して島しょ地域を除く都立高校の旧学区ごとに概ね1校設置されており、全国的に見ても充実した規模となっています。実態としても、おおむね都内全域から生徒が通学しており、10校全体として、実質的に都内全域からの通学希望に概ね応えられる配置となっています。 また、都立中高一貫教育校のねらいとする将来のリーダーとなり得る人材の育成に向けて、6年間一貫した教育をより一層推進するため、令和3年度から令和5年度にかけて段階的に、高校段階での生徒募集を停止するとともに、中学校段階からの高い入学ニーズを踏まえ、中学校段階での生徒募集の規模を拡大しました。

番号	区分	項目	意見要旨	東京都の考え方
5	学校関係者	東京の目指す教育、東京の目指す教育の実現に向けた3つの学び(5～6ページ)	自分に合った学び方を実現するには、教員の意識改革が必要である。研修センターで全員対象の悉皆研修を設けるべきである。	教員の育成については、時代の変化や教育課題を踏まえ、研修内容の充実や研修方法の工夫改善を図っています。
6	その他(個人・法人)	東京の目指す教育、東京の目指す教育の実現に向けた3つの学び(5～6ページ)	東京の目指す教育の実現には、理数系教育の強化が必要である。	都立高校において、大学や研究機関等との連携及び外部人材を活用した高度な理数教育プログラムを構築するなど、引き続き理数教育の充実に取り組んでまいります。
7	中学生の保護者	東京の目指す教育、東京の目指す教育の実現に向けた3つの学び(5～6ページ)	教育DXにはWiFi環境整備の予算が必要である。23区と多摩地域で予算に差がある。東京都が一括してインフラ整備の支援や予算配当を行うべきである。	都は、GIGAスクール端末の更新などについて、区市町村を支援しています。なお、区市町村立学校のICT環境整備については、国の方針等に基づき、各区市町村が地域の実情に応じて整備していくものと認識しております。
8	小学生の保護者	東京の目指す教育、東京の目指す教育の実現に向けた3つの学び(5～6ページ)	難易度の高い大学へ進学後も活躍できるようなカリキュラムを持つ商業高校や工科高校を増やしてほしい。内申点の副教科2倍ルールの廃止も希望する。	ビジネスコミュニケーション科を設置する大田桜台高校や千早高校では、実践的な英語やビジネス科目を学び、大学への進学を目指しています。また、今年度、杉並工科高校を進学重視型の学校へ改編しました。引き続き、生徒の希望する進路の実現に向けた環境整備を図っていきます。 様々な背景をもつ生徒が心理的負担を感じることなく都立高校を受検しやすくするため、全日制の普通科等における入学者選抜においても、学力検査の得点と調査書点の比率を7対3としている現行の比率についての取扱いや、比率を変更する場合の募集人員の設定・規模等について検討を行っています。
9	中学生の保護者	東京の目指す教育、東京の目指す教育の実現に向けた3つの学び(5～6ページ)	子供が自分で将来を考えた時ワクワクする世の中であってほしい。	引き続き、すべての子供が将来への希望を持って自ら伸び、育つ教育を推進していきます。

番号	区分	項目	意見要旨	東京都の考え方
10	小学生の保護者	東京の目指す教育、東京の目指す教育の実現に向けた3つの学び(5～6ページ)	学力テストは理解度確認のツールとし、創造力や主体性、協働力を伸ばす教育を求める声がある。順位付けではなく、自信を持って自分のペースで学べる環境が必要である。	都が参加している、全国学力学習状況調査は、全国的な児童・生徒の学力や学習状況を把握し、分析を行い、教育施策及び教育指導の成果と課題の検証や、その改善に役立てることを目的に実施しています。頂いたご意見は、今後の参考とさせていただきます。
11	その他(個人・法人)	東京の目指す教育、東京の目指す教育の実現に向けた3つの学び(5～6ページ)	デジタル教育の弊害を検証し、10歳未満の子どもにはタブレット貸与をやめ、五感を活用する学びの場が望まれる。少子化にも関わらず自殺や不登校が増え、教師の病も増加。詰め込み教育の見直しが必要である。	都では、学習者用端末を子供たちに積極的に活用させる中で、適切な使い方を身に付けさせることが重要と考えています。そのため情報モラル教材「GIGAワークブックとうきょう」等の教材を更新し、周知するなど、児童・生徒が適切に端末を活用できるよう支援しています。
12	小学生の保護者	東京の目指す教育、東京の目指す教育の実現に向けた3つの学び(5～6ページ)	自然との共生も盛り込んでほしい。	自然環境や「脱炭素」をはじめとする地球規模の諸課題について、児童・生徒一人ひとりが自らの課題として考え、具体的に行動することができる力を環境教育を通じて育んでいきます。
13	学校関係者	東京型教育モデルをバージョンアップして「新たな教育のスタイル」へ、LPXで教育を変えていく(7～8ページ)	旧来型の教育観を持つ先生方が不安を感じることなく、支援・知識活用型の教育スタイルに移行できるよう、教育委員会は支援を強化すべきである。	これまでの学びのあり方をそのものを見直し、「新たな教育のスタイル」を都立高校から展開すべく検討を進めていきます。
14	小学生の保護者 その他(個人・法人)	東京型教育モデルをバージョンアップして「新たな教育のスタイル」へ、LPXで教育を変えていく(7～8ページ)	教員は学びの伴走者として期待されるが、きめ細かな付き添いはAIに任せる方が現実的である。学校や先生は人と交わることや団体行動に注力すべきである。	デジタルとリアルの最適な組み合わせによる、一人一人の興味関心に応じた「新たな教育のスタイル」を検討していきます。

番号	区分	項目	意見要旨	東京都の考え方
15	大学生、専門学校生	東京型教育モデルをバージョンアップして「新たな教育のスタイル」へ、LPXで教育を変えていく(7～8ページ)	「東京の資源を生かし」に共感し、多様なミュージアムが浮かぶ。改正された博物館法で他機関との連携が推奨されており、児童・生徒の探究学習に適したミュージアムを活用し、先進事例を作してほしい。	小・中学校の学習指導要領では、地域の図書館、博物館、美術館、劇場、音楽堂等の施設を積極的に活用することが示されております。探究学習における東京の資源の活用は、都として大切であると考えており、機会を捉えて都立高校等に博物館等の施設に関する情報を提供し、活用を促しています。
16	高校生の保護者	東京型教育モデルをバージョンアップして「新たな教育のスタイル」へ、LPXで教育を変えていく(7～8ページ)	「新たな教育のスタイル」には、ホームスクーリングやフリースクールも含める検討をしてほしい。	頂いたご意見を参考にし、今後の検討を進めてまいります。
17	その他(個人・法人)	東京型教育モデルをバージョンアップして「新たな教育のスタイル」へ、LPXで教育を変えていく(7～8ページ)	今回のLPXにおける「学習成果・評価」の検討にあたっては、学力評価に加え、非認知能力の評価を重視してほしい。	子供が学びのデータを活用してアセスメントや目標設定を行い、自ら学びを創造する学習成果・評価のあり方について検討していきます。
18	中学生の保護者	東京型教育モデルをバージョンアップして「新たな教育のスタイル」へ、LPXで教育を変えていく(7～8ページ)	公立小・中学校での1人1台端末配布は、教員の得手不得手により活用度合いが異なるため、教員の負担を増やさずに均等に活用できる施策が必要である。	各学校にICT支援員が配置できるよう区市町村を支援するとともに、教員のデジタル活用の総合的な能力を高める研修を実施しています。また、都では、学校教育におけるデジタル化の取組事例を収集し周知する指導資料「学びのアップデート」を定期的に配信し、各学校におけるデジタル化を推進しています。
19	中学生の保護者	東京型教育モデルをバージョンアップして「新たな教育のスタイル」へ、LPXで教育を変えていく(7～8ページ)	インフルエンザやコロナ等で出席停止になった場合、授業の取り返し方法として、端末を利用した映像配信の仕組みを導入することが重要である。これにより、誰もが等しく学べる環境を整えるべきである。	デジタルとリアルの最適な組み合わせにより、一人一人の最適な学びを実現するため、外部機関やオンライン等の様々な場で学べる環境を検討していきます。

番号	区分	項目	意見要旨	東京都の考え方
20	学校関係者	東京型教育モデルをバージョンアップして「新たな教育のスタイル」へ、LPXで教育を変えていく(7～8ページ)	一貫校の倍率が高く、受験対策が必要である。	都内には区市町村立及び私立、都立の小・中学校があり、教育の複線化が図られています。都立中高一貫教育校については、ねらいとする将来のリーダーとなり得る人材の育成に向けて、6年間一貫した教育をより一層推進するため、令和3年度から令和5年度にかけて段階的に、高校段階での生徒募集を停止するとともに、中学校段階からの高い入学ニーズを踏まえ、中学校段階での生徒募集の規模を拡大しました。 都立小中高一貫教育校については、小中高一貫教育の仕組みを生かし、校種の枠を越えて教育課題の改善を図る取組を実践し、その成果を都内区市町村に発信すること等を通して、都の教育全体の充実を図っており、今後も既存の小中高一貫教育校の充実を図ることで、都全体の教育の質の向上に貢献していきます。
21	学校関係者	「新たな教育のスタイル」を都立高校から展開(10ページ)	考え方や方向性には賛成だが、大学受験で求められる知識や技能は依然として細かい文法や語彙力が重視される。英語力を伸ばすことと共通テストで高得点を取ることは一致しない。大学受験が変わらなければ、都立高校の新しい教育施策は逆効果になる可能性がある。	頂いたご意見を参考にし、今後の検討を進めてまいります。
22	中学生	「新たな教育のスタイル」を都立高校から展開(10ページ)	都立高校は私立に比べてきめ細かい教育がされず、普通科が多い。塾や習い事に通う子が多い。公立高校生への補助金が未来につながる。	デジタルとリアルを融合した学習者中心の新しい学びを都立高校から展開するなどして、魅力向上を図っていきます。なお、都立高校・特別支援学校高等部において、授業料に係る所得制限を撤廃し、授業料の実質無償化を実施します。

番号	区分	項目	意見要旨	東京都の考え方
23	その他(個人・法人)	「新たな教育のスタイル」を都立高校から展開(10ページ)	LMSの活用による管理された学習は、子どもの主体的な学びとはいえない。企業の取り組みを教育に持ち込むことは、子どもを真に生かすことや優れた教員の育成にはならない。	個々に対するきめ細かな指導や生徒の主体的な学習を一層支援するため、学習状況を可視化し、講座情報の一覧化など生徒の学習履歴や状況を一元管理可能なLMS(Learning Management System)の導入を検討しています。頂いたご意見は今後の参考とさせていただきます。
24	中学生の保護者	「新たな教育のスタイル」を都立高校から展開(10ページ)	チャレンジスクールが一般に認知されてきて、高校は三年間で学ぶという考えが変わってきたように感じる。これからも新しい形態の学校が増えていくと良い。	一人一人の興味関心に応じた学びを実践できるよう、引き続き取り組んでいきます。
25	小学生の保護者 中学生の保護者	「新たな教育のスタイル」を都立高校から展開(10ページ)	都立高校の新たな教育スタイルを展開するには、入試制度の見直しが必要。特に実技教科の内申点の扱いを柔軟にし、各高校の特性に合わせた評価が求められる。	様々な背景をもつ生徒が心理的負担を感じることなく都立高校を受検しやすくするため、全日制の普通科等における入学者選抜においても、学力検査の得点と調査書点の比率を7対3としている現行の比率についての取扱いや、比率を変更する場合の募集人員の設定・規模等について検討を行っています。
26	小学生の保護者	「新たな教育のスタイル」を都立高校から展開(10ページ)	先生方の負担を軽減し待遇を向上させてほしい	教職員定数については、国の標準法に基づく都の配置基準により適切に配置しています。なお、従来から行っている教務主任や進路指導主任等の時数軽減に加え、令和元年度からは、負担の大きい校務を担う教員の授業時数を軽減するため、対象を拡大して取組を行っています。 また、小学校における教科担任制の推進や外部人材の活用など、教員の負担を軽減することで、働きやすい環境づくりに取り組んでいます。
27	学校関係者	デジタルを活用した学び方の転換(11ページ)	デジタル活用には基本的なITスキル、特にパスワード管理やセキュリティ意識の向上が重要である。生徒や保護者のセキュリティ意識が低く、トレーニング不足が問題である。教員も含め、コンピューターとスマートフォンの違いを理解させることも必要である。	デジタルの活用については、学習者用端末を子供たちに積極的に活用させる中で、適切な使い方を身に付けさせることが重要と考えています。そのため、情報モラル教材「GIGAワークブックとうきょう」等の教材を更新し、周知するなど、児童・生徒が適切に端末を活用できるよう支援しています。

番号	区分	項目	意見要旨	東京都の考え方
28	学校関係者	デジタルを活用した学び方の転換(11ページ)	デジタル端末のハード面が整っていないため、現場は力をつけられていないと感じる。目指すところを実現するには、初期投資が弱すぎる。	都立高等学校等では、令和4年度より保護者負担で一人1台端末の整備を進め、校内通信環境の増速を完了しました。令和6年度中に教育用ICT機器の配備を完了し、デジタルサポーターを常駐配置して各学校のデジタル利活用を支援しています。
29	小学生	デジタルを活用した学び方の転換(11ページ)	タブレット端末が全生徒に支給されて5年経つが、持ち帰りは夏休みだけである。コロナ自粛期間に一時的に持ち帰ったが、現在は学校内での使用が増えているものの、自宅での活用は進んでいない。デジタル教育施策が進む中、現場の実態調査と対応が必要である。	都は、各学校にICT支援員を配置するため区市町村を支援し、教員のデジタル活用能力を高める研修を実施しています。また、デジタル化の取組事例を収集し、「学びのアップデート」を定期的に配信して各学校のデジタル化を推進しています。
30	中学生	デジタルを活用した学び方の転換(11ページ)	デジタル端末の購入が負担である。	都は、都立高校で生徒が端末を活用できるよう、令和4年度入学生から保護者負担額を定額とする補助制度を創設しました。また、多子世帯には定額負担額の半額をさらに支援しています。
31	小学生の保護者	デジタルを活用した学び方の転換(11ページ)	教育DXとICT活用により、学習の個別最適化が可能となるが、予算や教員の負担が懸念される。既存の教育ツールを活用し、生徒の選択肢を増やすことが必要。また、都立高校から新たな教育スタイルを展開し、大学レベルの学習機会や専門的知識の早期習得を支援することが重要である。	デジタルとリアルの最適な組み合わせによる、一人一人の興味関心に応じた「新たな教育のスタイル」を検討していきます。デジタルから得た知識をもとに、ものづくりや最先端の研究のリアルな現場に出向き、そこで出会う様々な課題に向き合い、その解決策を自ら考え見出す探求的な学びの加速等を支援していきます。
32	学校関係者	デジタルを活用した学び方の転換(11ページ)	生成AIを教育の道具として取り入れるには、指導する教員が生成AIの仕組みについて理解していることが前提となる。	都は、生成AIの活用に取り組む都立学校の教員が、生徒に対しAIリテラシーの指導を行えるよう研修会を実施しています。また、都内全ての公立学校の情報教育を担当する教員を対象とし、授業改善や校務改善等に資するよう生成AIの活用について、専門家を招き研修会を開催しました。今後も都内全公立学校の教員が、校務や授業への活用について、正しい理解を深められるよう支援の充実を図っていきます。

番号	区分	項目	意見要旨	東京都の考え方
33	その他(個人・法人)	デジタルを活用した学び方の転換(11ページ)	デジタル情報技術の変化は法制度よりも遥かに速いため、教師や教育プログラムがそのスピードに柔軟に対応できるようにする必要がある。	都は、TOKYOスマート・スクール・プロジェクトにより、子供たちの学ぶ意欲に応え、子供たちの力を最大限に伸ばすためのトータルツールとして、教育のデジタル化を強力に推進してきました。今後もデジタル技術の進展を踏まえつつ、より良い教育の実現に向けて取組を進めていきます。頂いたご意見は今後の参考とさせていただきます。
34	学校関係者	デジタルを活用した学び方の転換(11ページ)	一人1台端末の故障整備やネット環境の不備が課題である。環境整備が整っていない学校がある中で次のステップを提言するのは難しい。都内全域で同じ環境を整えることが必要である。	都立高校等においては、令和4年度より保護者負担による一人1台端末の整備を学年進行で進めるとともに、同年度中に通信環境の増速を完了しました。また、無線環境調査を実施し、修繕対応を順次実施しています。
35	未就学児の保護者 小学生の保護者 中学生の保護者 高校生の保護者 大学生、専門学校生 学校関係者 その他(個人・法人)	デジタルを活用した学び方の転換(11ページ)	生成AIの教育利用には多くのリスクが伴うため、慎重な対応が必要である。現状では、データ透明性や著作権問題の法整備が不十分であり、児童・生徒をリスクに晒すべきではない。	現在、民間企業等においても生成AIを導入する動きが進んでおり、今後社会に出ていく生徒たちがその特性について理解しておくことは重要であると考えています。そのため都は、正しい知識と有効な活用法を学習できるよう小中高生向けにAIリテラシー育成教材を作成していきます。頂いたご意見は、今後の参考とさせていただきます。
36	未就学児の保護者	デジタルを活用した学び方の転換(11ページ)	AIの教育導入は利便性と問題点を理解した上で行うべきである。誤情報や無断学習の問題があり、現状では科目に取り入れるのは時期尚早である。好きな分野を伸ばす教育は良いが、学歴と就職の関係が問題である。	AIの仕組みや、生成AIを活用するための正しい知識や技術等を学ぶことが大切であり、必要な科目だと考えています。頂いたご意見は、今後の参考とさせていただきます。
37	その他(個人・法人)	デジタルを活用した学び方の転換(11ページ)	教育DXによる個別最適化は人格の完成には遠く及ばない。学校は共同した学びを通じて民主的な人格を育む場であり、競争と選別では平和で民主的な社会の形成者を育てられない。	都では、TOKYOスマート・スクール・プロジェクトを推進し、「教員の経験知」と「テクノロジー」のベストミックスにより、子供たちの持つ力を最大限に引き出すための環境を構築し、いかなる時でも学びを止めない環境を実現していきます。頂いたご意見は今後の参考とさせていただきます。

番号	区分	項目	意見要旨	東京都の考え方
38	未就学児の保護者 小学生の保護者 中学生の保護者 その他(個人・法人)	デジタルを活用した 学び方の転換(11 ページ)	視力低下やコミュニケーション不足、依存やネットの危険から子供を守るため、小学生でのタブレット使用は廃止し、適した年齢から使用すべき。	都では、学習者用端末を子供たちに積極的に活用させる中で、適切な使い方を身に付けさせることが重要と考えています。そのため、情報モラル教材「GIGAワークブックとうきょう」等の教材を更新し、周知するなど、児童・生徒が適切に端末を活用できるよう支援しています。
39	学校関係者	デジタルを活用した 学び方の転換(11 ページ)	デジタル学習は体験的・視覚的に優れているが、タブレットの不適切使用やトラブルの責任が学校に集中し、教員が本来の教育活動に専念できない。新しいことを増やすなら何かをやめるべきである。	都は、SNS等の適切な使い方を啓発するため、「SNS東京ルール」を定めるとともに、学校では、児童・生徒の実態を踏まえ、より具体的なルールである「SNS学校ルール」を策定し、家庭における使用のルールとして「SNS家庭ルール」を策定するよう啓発、情報モラル教育を推進しています。また、学校におけるデジタルの利活用推進及び教員の負担軽減を目的とし、都立学校へはデジタルサポーター(ICT支援員)を配置し、区市町村教育委員会に対しては、ICT支援員の配置費用について補助を実施しています。頂いたご意見は今後の参考とさせていただきます。
40	小学生の保護者	デジタルを活用した 学び方の転換(11 ページ)	小5の息子がタブレットで調べ学習をする際、内容をコピーするだけになっており、知識として身につけていないことが心配である。生成AIの使用でこの懸念が深まるため、専門の先生を配置するなど、手厚い教育が必要である。	都は、学校におけるデジタルの利活用推進及び教員の負担軽減を目的とし、区市町村教育委員会に対しては、ICT支援員の配置費用について補助を実施しています。さらに、学校が児童・生徒の情報活用能力を育成し、端末等を適切に活用できるようにするため、情報モラル教材「GIGAワークブックとうきょう」等の教材を制作し、その指導事例・動画を情報教育ポータルサイトを通じて公開しています。
41	小学生	デジタルを活用した 学び方の転換(11 ページ)	デジタル化に対応した書写教育の改革が必要である。日本の伝統書体の導入、筆順の見直し、デジタル技術の活用、指導者の育成、文化の理解と尊重が求められる。	書写の教育については、学習指導要領に沿って学習が行われています。頂いたご意見は今後の参考とさせていただきます。

番号	区分	項目	意見要旨	東京都の考え方
42	小学生の保護者	デジタルを活用した学び方の転換(11ページ)	デジタル教科書導入の他、デジタルドリルの活用も記載していただきたい	毎年度、区市町村教育委員会の特別支援教育担当指導主事等を対象とした連絡協議会を開催し、小・中学校に在籍する障害のある児童・生徒への指導や支援についての情報提供や好事例の紹介等を行っています。
43	高校生の保護者	世界を舞台に活躍できる人材の育成(12ページ)	英語スピーキングテストは多大な経費と労力をかける割に効果が薄く、機器の不具合や現場対応のミス等、受験生に負担である。英語のみ220点満点は不公平であり、必要な時に学び直しができるよう、中学英語レベルの文法と語彙を重視すべきである。国際的な関心を持つ子どもには支援を行い、他教科でも幅広い学びを提供することが重要である。	グローバル化が進む社会において、英語をツールとして使いこなし、広い視野や多様な人々と協働する力を持ち、豊かな国際感覚を身につけて世界を牽引していくことができる人材の育成を目指しています。そのため、小中高校における一貫した英語教育の推進により、生徒の使える英語力の育成に向け、施策を展開しており、スピーキングテストは、その取組の一つとして実施しています。 本テストは、中学校における学習により身に付けた話すことの力を客観的に評価することを目的としています。また、都立高校入試では、学習指導要領で求められている英語四技能の習得状況を測る必要があることから、本テストの結果を活用することとしています。本テストの結果を踏まえることで、生徒の高校における学習につなぎ、中学校と高校における英語指導の充実を図ることも目的としています。
44	学校関係者 その他(個人・法人)	世界を舞台に活躍できる人材の育成(12ページ)	日本の学校教育で早期にアントレプレナーシップを教えることは重要であるが、教える人材が不足している。金融・ビジネス界出身者に特定科目教員免許を導入し、英語圏出身者も含めて英語での授業も可能にすべきである。	都立高校等においてアントレプレナーシップ教育を推進することは、都として大切であると考えており、企業等と連携した探究プログラム等を実施するなど、都立高校等を支援しています。
45	高校生の保護者	世界を舞台に活躍できる人材の育成(12ページ)	「英語スピーキングテスト」は、現在の形よりも複数のテーマから一つ選び、フリートーク形式にする方が良いと考える。	学習指導要領では、話すことを含め、四技能を総合的に育成することとしており、スピーキングテストで実施している音読や質問への応答、説明等は、普段の授業で行われている活動から出題しています。

番号	区分	項目	意見要旨	東京都の考え方
46	学校関係者	世界を舞台に活躍できる人材の育成 (12ページ)	世界に通用する英語力向上は島国日本にとって喫緊の課題だが、本気で取り組むなら、習得者に具体的インセンティブが必要である。	将来、子供たちが世界を視野に新たな時代を切り拓いていくためには、使える英語力を基盤とした様々な資質・能力を、小・中・高等学校を通して身に付けることが必要と考えております。 頂いたご意見を参考に、グローバル人材育成を引き続き推進してまいります。
47	学校関係者	世界を舞台に活躍できる人材の育成 (12ページ)	英語でも、少人数学習を導入し、生徒の英語力を向上させ、世界に通用する人材を育成すべきである。	JETプログラムによる外国人指導者の配置の拡充、オンライン英会話の実施等を通じ、「使える英語力」の育成を一層推進するなどして、世界を舞台に活躍できる人材の育成を進めていきます。
48	その他(個人・法人)	世界を舞台に活躍できる人材の育成 (12ページ)	グローバル人材育成には、母国語の読み書きや話す能力、母国の歴史や文化の修得を基本とし、その上に応用を組み立てる教育体系が必要です。	次代を担う子供たちが国際社会において異なる文化や習慣、考え方を尊重し、多様な人々と協働していくためには、英語だけでなく、茶道、書道など、日本の伝統や文化を学ぶことが重要と考えています。そのため、都は、伝統や文化を海外との交流に先立ち学ばせるだけでなく、それらを海外の生徒に紹介したり、共に体験したりすることにより、グローバルな視点から自国の文化をより深く理解させることにつなげています。頂いたご意見を参考に、グローバル人材育成を引き続き推進してまいります。
49	小学生の保護者	世界を舞台に活躍できる人材の育成 (12ページ)	世界で活躍する人材は、押しつけられた知識ではなく、自分の関心から社会問題を発掘し解決を考える人材。教職員が子供の学びの伴走者となることが前提である。英語学習は閉じた環境ではなく、アジア圏での交流が重要である。	将来、子供たちが世界を視野に新たな時代を切り拓いていくためには、使える英語力を基盤とした様々な資質・能力を、小・中・高等学校を通して身に付けることが必要と考えています。 頂いたご意見を参考に、グローバル人材育成を引き続き推進してまいります。
50	小学生の保護者	世界を舞台に活躍できる人材の育成 (12ページ)	小6から中1にかけて英語の学習が難しくなり、子供たちの学力が二極化している。現在のカリキュラムが子供たちの学力に合っているか確認し、学力が不足している子供に対して公的な補習の機会を提供してほしい。	小学校においては、英語の専科教員の配置等、引き続き指導体制を整備します。また、中学校においては、生徒一人一人の発話量を確保し、実際に英語を使う活動を充実させるために、少人数・習熟度別指導を実施します。このように、一人一人の子供の状況に応じたきめ細かな教育の充実を図ってまいります。

番号	区分	項目	意見要旨	東京都の考え方
51	中学生の保護者	世界を舞台に活躍できる人材の育成(12ページ)	グローバルで活躍できる能力を身につけることは重要だが、行政や学校はローカルのスターを育てることも魅力的な目標として掲げてほしい。	東京グローバル人材育成指針において、小・中・高等学校を通して育成すべき資質・能力を4つのTARGETとして示しており、《TARGET 2》では、国内外の課題を解決する創造的・論理的思考力の育成を設定しています。 頂いたご意見を参考に、グローバル人材育成を引き続き推進していきます。
52	小学生の保護者	世界を舞台に活躍できる人材の育成(12ページ)	スピーキングテストに関する文書開示請求について、不開示や黒塗りではなく真摯に文書開示すべき。	文書の開示請求については、法令等に基づき非開示となるもの以外は公開をしております。
53	中学生	一人一人の子供の状況に応じたきめ細かな教育の充実(13ページ)	中学では週に1回しかスクールカウンセラーがおらず、相談機会が少ない。人目が気になる難しい年代なので、電話やチャット、下校後の対面相談を増やすべきである。医療機関でのカウンセリング代の補助金も必要である。中学生以上のケアを手厚くするべきである。	スクールカウンセラーの配置については、都として配置拡充を進めているところであり、引き続き充実を図っていきます。
54	小学生	一人一人の子供の状況に応じたきめ細かな教育の充実(13ページ)	子供が減少しているからこそ、個性を伸ばした教育が必要である。特化した分野で貢献できる人材を育てることで、国も人も生きやすい社会になると考える。	子供たち一人一人が個性や強みを伸ばして自ら伸びようとする意欲を高め、自分らしく成長できることが重要であり、区市町村立学校に対しては、引き続き各地区の先進的な実践事例等を共有するなど、個に応じた多様な学びを支援していきます。 都立学校においては、理数・芸術分野に興味・関心の高い生徒を対象として、視野を広げたり興味のあることを深めたりする高度な教育プログラムを実施するなど、都立高校等の生徒の得意な分野の才能を伸ばす取組を行っています。

番号	区分	項目	意見要旨	東京都の考え方
55	小学生の保護者 その他(個人・法人)	一人一人の子供の 状況に応じたきめ細 かな教育の充実(1 3ページ)	個性や多様性を重視する教育が求められているが、 従来の横一列の教育を受けた教員は対応できていない。 学習障がいのある子供への支援が不足しており、 教員の増員や待遇改善、リスクリングが急務である。 子供に合った学習方法の具体的な導入が必要である。	都では、学習障害を含む発達障害の児童・生徒に対する指導の改善に向けた学校の取り組みを支援することなどを目的に、小・中学校の特別支援教室での指導の好事例等をウェブサイトで紹介する取り組みを行っています。 また、学習障害を含む各障害種別や児童・生徒の抱えている困難に応じて必要な支援ができるよう、今後も教員の専門性の向上に向けた支援を検討してまいります。 加えて、毎年度、区市町村教育委員会の特別支援教育担当指導主事等を対象とした連絡協議会を開催し、小・中学校に在籍する障害のある児童・生徒への指導や支援についての情報提供や好事例の紹介等を行っています。 なお、教職員定数については、国の標準法に基づく都の配置基準により適切に配置しています。 教員の処遇改善については、国の諸制度や人事委員会勧告、都職員における他職種や民間事業従事者等との均衡にも配慮しながら、学校をめぐる諸情勢等を踏まえ、職務内容や職責を適切に反映した給与制度を運用しています。
56	小学生の保護者	一人一人の子供の 状況に応じたきめ細 かな教育の充実(1 3ページ)	いじめが不登校の原因である場合、加害者を一時的に登校停止にし、精神科受診や心のケアを行うルールを作るべきである。加害者が反省し、心の問題が解決した後、再登校時に大人がサポートし、新たないじめを防ぐべきである。	都は、いじめの行為の重大性に応じた相談室等での個別指導や関係機関と連携した対応、子供が抱える課題の改善に向けた、スクールカウンセラーによる子供や保護者への助言等、いじめを行った子供への指導や支援の効果的な事例を、学校に周知するなどしています。こうした取組を通して、子供同士の関係が改善され、いじめを受けた子供が安心して生活できるよう、学校におけるいじめ対策の推進を図っていきます。

番号	区分	項目	意見要旨	東京都の考え方
57	高校生の保護者	一人一人の子供の状況に応じたきめ細かな教育の充実(13ページ)	「自分に合った学習の進捗や方法」について、義務教育段階から一学年に様々な年齢の生徒を入れることや留年制度を検討すべきである。「社会全体の力を生かした学び」を実現するため、地域に開かれた学校にしてほしい。	義務教育については、国の制度であり、公立小・中学校の受入れ等に関する就学に係る事務は、法令に基づき、区市町村教育委員会が行っています。 なお、校長が当該学校の児童・生徒について、各学年の課程の修了認定の結果、不可と認めた場合には、原級留置とすることは可能となっています。 保護者や地域住民等が一定の権限と責任を持って学校運営に参画する「学校運営協議会」を置く学校(コミュニティ・スクール)が増えています。区市町村立学校においては区市町村教育委員会が設置しておりますが、都としては設置を進める区市町村の支援を行っています。
58	未就学児の保護者 小学生の保護者 中学生の保護者 学校関係者	一人一人の子供の状況に応じたきめ細かな教育の充実(13ページ)	不登校やヤングケアラーなどの子供も含めて、『一人一人の子供の状況に応じた』教育のあり方を考えてほしい。	子供が自らの個性や強みを伸ばして自分らしく成長できるよう、一人一人の状況に応じたきめ細かな教育を充実していきます。
59	小学生の保護者	一人一人の子供の状況に応じたきめ細かな教育の充実(13ページ)	一定程度経験のあるスクールカウンセラーを継続的に雇用できるようにするとともに、相談日の回数を増やしてほしい。	スクールカウンセラーの選考については、文部科学省の「スクールカウンセラー等活用事業実施要領」を踏まえて策定した「東京都公立学校スクールカウンセラー選考実施要項」に基づき、実施しています。また、最大週3日程度の実質的常駐化へ配置を拡大します。
60	小学生の保護者 学校関係者	一人一人の子供の状況に応じたきめ細かな教育の充実(13ページ)	不登校生徒の居場所作りが喫緊の課題である。不登校生徒の別室登校についての施策はぜひ推進してほしい。	中学校におけるチャレンジクラス(不登校対応校内分教室)の設置を拡大するなどして、学校内外の多様な学びの場と居場所を整備していきます。
61	その他(個人・法人)	一人一人の子供の状況に応じたきめ細かな教育の充実(13ページ)	『誰一人取り残さず』という表現には違和感がある。子供たちはそれぞれ異なる目標を持っており、「自ら伸び、育つ教育」が重要である。	引き続き、すべての子供が将来への希望を持って自ら伸び、育つ教育を推進していきます。

番号	区分	項目	意見要旨	東京都の考え方
62	小学生の保護者 学校関係者 その他(個人・法人)	一人一人の子供の 状況に応じたきめ細 かな教育の充実(1 3ページ)	人権教育が重要である。	都は、人権尊重の理念を広く社会に定着させ、あらゆる偏見や差別をなくすため、国が策定した「人権教育・啓発に関する基本計画」を踏まえるとともに、「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」「東京都人権施策推進指針」等に基づき、人権教育を推進しています。
63	中学生の保護者	一人一人の子供の 状況に応じたきめ細 かな教育の充実(1 3ページ)	欧米では子供の成長に応じて進度を調整する制度があり、日本でも年齢に縛られず、成長の速度に応じた学習制度を導入すべきである。	学校教育法では、満6才に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満12才に達した日の属する学年の終わりまでを小学校段階、小学校の課程を修了した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満15才に達した日の属する学年の終わりまでを中学校段階の学校に就学する義務を負うとしています。引き続き、個に応じた指導の充実を一層推進していきます。
64	小学生の保護者 中学生の保護者	一人一人の子供の 状況に応じたきめ細 かな教育の充実(1 3ページ)	不登校の理由は学校環境のストレスである。教室面積の確保やカームダウンスペースの整備が必要である。学習負担の軽減、休憩時間等の確保を重視すべきである。学校外の学びの場の拡充と、スクールカウンセラーやソーシャルワーカー等の体制整備が求められる。学習障害への理解と支援も重要である。	都は、毎年度、区市町村教育委員会の特別支援教育担当指導主事等を対象とした連絡協議会を開催し、小・中学校に在籍する障害のある児童・生徒への指導や支援についての情報提供や好事例の紹介等を行っています。引き続き、一人一人の子供の状況に応じたきめ細かな教育の充実を図っていきます。
65	小学生の保護者	一人一人の子供の 状況に応じたきめ細 かな教育の充実(1 3ページ)	発達障害があると普通学級に通いづらくなる点を改善する必要がある。支援校や支援級・通級の教員不足や理解不足など問題が多い。発達障害があっても選べる環境が重要であり、本人の意思を尊重することが必要である。インクルーシブな教育の考え方が浸透していることは素晴らしいことであり、これからも続けてほしいと願う。	就学先の決定に当たっては、区市町村教育委員会が本人・保護者の意向を踏まえた上で総合的に判断しています。都は、多様な人が共に尊重し合う共生社会の実現に向け、障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒が共に学び、体験し、相互理解を深めるために、インクルーシブな教育を進めています。頂いたご意見は、今後の参考とさせていただきます。

番号	区分	項目	意見要旨	東京都の考え方
66	中学生の保護者	一人一人の子供の状況に応じたきめ細かな教育の充実(13ページ)	公立中学校でサポートルームを利用し、親子ともに楽に過ごせるようになった。都立高校にもサポートルームを設置し、苦手分野の相談やアドバイスを受けられる場所を希望する	令和5年度より、不登校や教室の雰囲気になじめない生徒の居場所を確保し、登校支援するための校内別室指導推進事業を、都立高校17校で開始しました。これらの学校では、例えばソファや個人用ブースを設置し、別室の環境を整備するとともに、支援員が一人一人の状況に応じて学習支援や相談対応を行うなど、教室に入れない生徒が安心して学ぶことができるよう取り組んでいます。
67	学校関係者 その他(個人・法人)	一人一人の子供の状況に応じたきめ細かな教育の充実(13ページ)	中学校の35人学級ではなく、1学級を20名～15名にすることを目標にしてほしい。35名を一人で見るのは難しく、学級規模維持を名目とした学校統廃合も懸念。	公立小・中学校の学級編成については、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」に基づき行っています。 国は、標準法の改正により、小学校の学級編制の標準を令和3年度から5年掛けて、学年進行で35人に段階的に引き下げることとしており、都は、標準法の改正内容に基づき対応しています。なお、中学校における学級編制の標準の引き下げについては、国が令和8年度から中学校35人学級への定数改善を行うとしています。 公立小・中学校の適正規模・適正配置については、各学校を設置する区市町村教育委員会において、法令で定められた公立小・中学校の学級数の標準や、それぞれの地域の実情等に応じて対応しています。
68	中学生の保護者	一人一人の子供の状況に応じたきめ細かな教育の充実(13ページ)	チャレンジ校と通信制高校の中間の都立校が欲しい。双方向オンラインや少しずつ登校日数を増やすシステム等が必要。	デジタルとリアルの最適な組み合わせによる、一人一人の興味関心に応じた新しい学びを都立高校から展開すべく検討を進めています。
69	その他(個人・法人)	一人一人の子供の状況に応じたきめ細かな教育の充実(13ページ)	不登校の子どもが学校支給のタブレットで外部のオンライン居場所に参加できるようにすることを希望する。	都は、不登校児童・生徒や日本語指導が必要な児童・生徒のためにバーチャル・ラーニング・プラットフォームを提供し、学習支援を行っています。好事例を共有し、バーチャル・ラーニング・プラットフォームの活用促進を支援します。

番号	区分	項目	意見要旨	東京都の考え方
70	中学生の保護者	一人一人の子供の状況に応じたきめ細かな教育の充実(13ページ)	バーチャル・ラーニング・プラットフォーム利用は出席扱いにならず、自治体ごとに運用が異なる。	都は、バーチャル・ラーニング・プラットフォームを28自治体に提供し、小中学生が利用しています。各自治体の工夫を共有し、運用に活かしています。
71	学校関係者	一人一人の子供の状況に応じたきめ細かな教育の充実(13ページ)	日本語を母語としない児童・生徒への支援を充実させてほしい。	都では、グローバル人材育成の観点からも、日本語の指導に加え、異文化理解・多文化共生の考えに基づく教育を推進していきます。
72	中学生の保護者	一人一人の子供の状況に応じたきめ細かな教育の充実(13ページ)	チャレンジスクールの給食は選択制にしてほしい。	頂いたご意見は、今後の参考とさせていただきます。
73	学校関係者	インクルーシブな教育の推進(14ページ)	東京都は、特別支援教室、固定学級、特別支援学校、通常学級を個々のニーズに応じて柔軟に行き来できる体制を重視している。具体的な施策や連携方法については、詳細な情報が必要である。	障害のある児童・生徒に適切な教育を行うため、「児童・生徒の障害の状態や発達の状況に応じて、最もふさわしい教育を受けることができる」「教育の適時性を大切にする」「学校見学・体験入学等を通して、保護者の深い理解と納得を得る」「教育学、医学、心理学等の専門家の意見を聴取した上で、総合的かつ慎重な判断を行う」等の基本方針に基づき転学相談を進めるとともに、区市町村教育委員会と密接な連携を図り、適切な転学を推進しています。

番号	区分	項目	意見要旨	東京都の考え方
74	小学生の保護者 中学生の保護者	インクルーシブな教育の推進(14ページ)	インクルーシブ教育も良い点はあるが、個別最適な教育が望ましい。知的・情緒障害特別支援学級を各校に設置するなど、担任の負担を減らすべきである。	都が進めているインクルーシブ教育については、一人ひとりの教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備を行うとともに、多様な人が共に尊重し合う共生社会の実現に向け、障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒が共に学び、体験し、相互理解を深めるために実施しております。 なお、特別支援学級は、学校教育法等の法令に基づき、小・中学校の設置者である区市町村教育委員会が地域の実情に応じて設置しています。都は学級設置に関して区市町村にヒアリングを実施し、必要に応じて助言を行っています。
75	小学生の保護者	インクルーシブな教育の推進(14ページ)	ディスレクシア児童に適した教育プログラムが必要であり、アメリカやシンガポールの事例を参考に予算を確保し、指導者を育成して取り組むべきである。	都では、学習障害を含む発達障害の児童・生徒に対する指導の改善に向けた学校の取り組みを支援することなどを目的に、小・中学校の特別支援教室での指導の好事例等をウェブサイトで紹介するほか、毎年度、区市町村教育委員会の特別支援教育担当指導主事等を対象とした連絡協議会を開催し、小・中学校に在籍する障害のある児童・生徒への指導や支援についての情報提供や好事例の紹介等を行っています。 今後も、学習障害を含む各障害種別や児童・生徒の抱えている困難に応じて必要な支援ができるよう、教員の専門性の向上に向けた支援を検討してまいります。

番号	区分	項目	意見要旨	東京都の考え方
76	小学生 小学生の保護者	インクルーシブな教育の推進(14ページ)	東京都では知的障害のない発達障害の子の居場所が少なく、都内の小・中学校に情緒学級を設置し、発達障害の子供たちを支援してほしい。 特別支援教育の専門スキルを持つ教員を育成してほしい。	都においては、令和3年度に都内の全ての小・中学校に「特別支援教室」が導入され、発達障害のある児童・生徒が障害の状況に応じた特別の指導を受けられる体制を整備しています。 特別支援学級は、学校教育法等の法令に基づき、小・中学校の設置者である区市町村教育委員会が地域の実情に応じて設置しています。都は学級設置に関して区市町村にヒアリングを実施し、必要に応じて助言を行っています。 教員の育成については、時代の変化や教育課題を踏まえ、研修内容の充実や研修方法の工夫改善を図ってまいります。
77	小学生の保護者	インクルーシブな教育の推進(14ページ)	LDのある子供たちが自分のペースで学べる教室を各学校に作り、外部の専門家と連携して支援することが必要である。全ての子供が公平に学べる環境を整えてほしい。	特別支援教室では、通常の学級に在籍し、知的障害がなく発達障害等があり、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする児童・生徒を対象としており、学習障害のある児童・生徒を含む対象者に対し特別な指導を行っています。 学習障害を含む発達障害等のある児童・生徒に対する支援について今後の施策の参考にさせていただきます。 区市町村が設置する小・中学校等において自立活動の充実を図るために、専門家との連携が必要な場合、区市町村教育委員会がそれぞれの実情に応じて配置しています。都は、都立特別支援学校において、それぞれの障害特性を踏まえた指導・支援の充実を図るため、言語聴覚士、作業療法士等の専門家の活用を進めており、その専門的知見を、特別支援学校のセンター的機能により、区市町村教育委員会や学校からの要請に応じて教員が行う助言等の支援に活用しています。
78	小学生の保護者	インクルーシブな教育の推進(14ページ)	読み書きアセスメントを全ての自治体で実施し、個別最適な学びを促進することが重要である。学習障害が障害とならない環境を整えるべきである。	都は、毎年度、区市町村教育委員会の特別支援教育担当指導主事等を対象とした連絡協議会を開催し、小・中学校に在籍する障害のある児童・生徒への指導や支援についての情報提供や好事例の紹介等を行っています。

番号	区分	項目	意見要旨	東京都の考え方
79	小学生の保護者 学校関係者	インクルーシブな教育の推進(14ページ)	不登校施策では、SCやYSWの増員だけでなく、職員個々の資質・技術向上が求められている。小・中学校でのSCとの関わりが嫌な思い出となり、高校での相談を拒否する生徒が多いことが課題である。	スクールカウンセラーの資質、技術の向上については、都として連絡会の実施等により進めているところであり、引き続き充実を図ってまいりたいと考えております。
80	小学生の保護者	インクルーシブな教育の推進(14ページ)	インクルーシブを目指すなら、クラス単位は不要である。生徒がeラーニングで学び、プロジェクトごとにメンバーを決める形態なら、障害や年齢に関係なく学べると考える。	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律において、公立の義務教育諸学校の学級は、同学年の児童又は生徒で編制するものとする規定されております。
81	高校生の保護者	インクルーシブな教育の推進(14ページ)	「インクルーシブな教育」で車椅子の人の写真が定番すぎて中身が心配である。健常者、障がい者、老若男女、様々な国の人、LGBTなど全てを含むインクルーシブ教育を目指してほしい。	頂いたご意見を参考にし、今後の検討を進めてまいります。
82	高校生の保護者	インクルーシブな教育の推進(14ページ)	起立性調節障害の子どもたちのために、公立の通信制小学校や中学校を設置し、オンライン授業や自宅学習を支援する職員を育成することが必要である。学校関係者への病気の理解と接し方の教育も重要である。	義務教育については国の制度であり、公立中学校の通信教育課程は、学校教育法により、旧制度の義務教育修了者（尋常小学校卒業又は国民学校初等科修了者）の方に、新制度の中学校の学習を通信によって学んでもらうためのものとなっています。
83	未就学児の保護者 小学生の保護者 学校関係者	インクルーシブな教育の推進(14ページ)	特別支援教室に外部人材を導入し、指導人材を増やすことが求められている。また、自治体ごとに情緒学級を増設し、各校に特別支援コーディネーター専任の教員や保護者との連絡を担う人材が必要である。	都は、特別支援学校への就学が適当と判定された児童・生徒が身近な公立小・中学校で学ぶことを希望する場合に、インクルーシブ教育支援員として区市町村が支援員を配置するための経費を支援するなどしています。頂いたご意見は今後の参考とさせていただきます。
84	小学生の保護者 中学生の保護者 大学生、専門学校生 学校関係者 その他(個人・法人)	インクルーシブな教育の推進(14ページ)	「通常学級と特別支援」とで分離すべきでない。通常学級での合理的配慮など、地域の学校において同じ環境で学習できる支援が必要。	都は、一人ひとりの教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備を行うとともに、多様な人が共に尊重し合う共生社会の実現に向け、障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒が共に学び、体験し、相互理解を深めるために、インクルーシブな教育を進めています。

番号	区分	項目	意見要旨	東京都の考え方
85	小学生の保護者	インクルーシブな教育の推進(14ページ)	発達性ディスレクシアの子ども向けに、書かずに学べるICT環境の整備が必要である。また、情緒障害支援学級の設置を増やすとともに、各自治体に不登校協議会を設置して保護者支援を強化すべきである。	都は、毎年度、区市町村教育委員会の特別支援教育担当指導主事等を対象とした連絡協議会を開催し、小・中学校に在籍する障害のある児童・生徒への指導や支援についての情報提供や好事例の紹介等を行っています。 特別支援学級については、学校教育法等の法令に基づき、小・中学校の設置者である区市町村教育委員会が地域の実情に応じて設置しています。都は学級設置に関して区市町村にヒアリングを実施し、必要に応じて助言を行っています。 頂いたご意見は、今後の参考とさせていただきます。
86	未就学児の保護者	インクルーシブな教育の推進(14ページ)	インクルーシブ教育を進めるべきではない。	都は、一人ひとりの教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備を行っています。
87	小学生の保護者	インクルーシブな教育の推進(14ページ)	特別支援学級など、学習内容や交流の機会が学校によって異なるため、都として統一した基準を設け、どの学校でも同じ教育機会を提供してほしい。	都は、一人ひとりの教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備を行うとともに、多様な人が共に尊重し合う共生社会の実現に向け、障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒が共に学び、体験し、相互理解を深めるために、インクルーシブな教育を進めています。
88	小学生の保護者	インクルーシブな教育の推進(14ページ)	知能境界域の子ども向けに新しいクラスを設置し、より細かな教育を提供してほしい。境界域・知的支援級の4～6年生も学童に確実に入れるようにしてほしい。	特別支援学級は、学校教育法等の法令に基づき、小・中学校の設置者である区市町村教育委員会が地域の実情に応じて設置しています。都は学級設置に関して区市町村にヒアリングを実施し、必要に応じて助言を行っています。頂いたご意見は、今後の参考とさせていただきます。

番号	区分	項目	意見要旨	東京都の考え方
89	学校関係者	インクルーシブな教育の推進(14ページ)	インクルーシブ教育は、障害のある人が適した環境で学ぶことが重要であり、無理に平等にこだわると教育内容が不十分になる。	都は、一人ひとりの教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備を行うとともに、多様な人が共に尊重し合う共生社会の実現に向け、障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒が共に学び、体験し、相互理解を深めるために、インクルーシブな教育を進めています。頂いたご意見は、今後の参考とさせていただきます。
90	小学生の保護者	インクルーシブな教育の推進(14ページ)	高校無償化が進む中、障害児も希望する公立高校に進学できるようにすべき。	住所要件等の応募資格を満たしていれば、障害のある方でも全ての都立高校を受検することができます。また、合格候補者数については、入学手続き数が募集人員に対して過不足のないよう、適切に決定することとしており、障害を理由として受け入れないことはありません。
91	小学生の保護者	インクルーシブな教育の推進(14ページ)	一斉指導での板書やテストへの書き込みに苦勞し、学習が定着しづらい。通級指導教室でも学習障害に特化した指導が難しいため、学習障害に合った指導法を学校全体に広げてほしい。	都は、毎年度、区市町村教育委員会の特別支援教育担当指導主事等を対象とした連絡協議会を開催し、小・中学校に在籍する障害のある児童・生徒への指導や支援についての情報提供や好事例の紹介等を行っています。頂いたご意見は、今後の参考とさせていただきます。
92	小学生の保護者	インクルーシブな教育の推進(14ページ)	インクルーシブ教育支援員の適応条件が就学相談を受けて支援学校判定の児童に限られているため、就学相談を受けていない障害を持つ児童にも支援が届くよう、就学相談を条件にしないほしい。インクルーシブ教育を進めるために十分な人的支援が必要であり、東京都の予算が区市町村でうまく活用できるような制度設計をしてほしい。	インクルーシブ教育支援員は、就学支援委員会において特別支援学校への就学が適当と判断されたものの、区市町村教育委員会における総合的な判断により、公立小・中学校へ就学した児童・生徒の日常生活上の介助や学習支援を行うものです。本人・保護者のニーズに応じた多様な学びの場における支援体制の充実を目的に配置していることから、必要な支援を確認するためにこのような要件を設定しています。頂いたご意見は、今後の参考とさせていただきます。
93	小学生の保護者	インクルーシブな教育の推進(14ページ)	インクルーシブな教育の考え方が浸透していることはとても素敵なことである。これからも続けてほしい。どの子も、これからの人生を生き生きと過ごせるような教育になることを願う。	都は、多様な人が共に尊重し合う共生社会の実現に向け、障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒が共に学び、体験し、相互理解を深めるために、引き続き、インクルーシブな教育を進めてまいります。

番号	区分	項目	意見要旨	東京都の考え方
94	その他(個人・法人)	インクルーシブな教育の推進(14ページ)	多文化共生については、日本人のアイデンティティを確立することが重要である。	多様な人が共に支え合う共生社会の実現に向け、多様な学びの場を一層充実していきます。
95	学校関係者	インクルーシブな教育の推進(14ページ)	インクルーシブ教育推進のため、都内に手本となる小・中学校を設立し、自治体任せではなく中央からの支援が必要である。特別支援学校並みの設備と専門スタッフの配置が求められる。	都は、一人ひとりの教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備を行うとともに、多様な人が共に尊重し合う共生社会の実現に向け、障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒が共に学び、体験し、相互理解を深めるために、インクルーシブな教育を進めています。頂いたご意見は、今後の参考とさせていただきます。
96	中学生の保護者	インクルーシブな教育の推進(14ページ)	学習障害の子どもには専門的な支援が必要であり、インクルーシブ教育だけでは不十分である。一人一人の進度にあわせた個別の教育が必要である。	都においては、令和3年度に都内の全ての小・中学校に「特別支援教室」が導入され、学習障害のある児童・生徒も対象として指導を行っております。
97	未就学児の保護者 中学生の保護者	インクルーシブな教育の推進(14ページ)	本当のインクルージョンを目指すべき。教育委員会や学校関係者は合理的配慮を理解しておらず、差別が多い。特別支援学校の存在はインクルージョンを妨げ、人権モデルの教育が必要である。	都が進めているインクルーシブ教育については、一人ひとりの教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備を行うとともに、多様な人が共に尊重し合う共生社会の実現に向け、障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒が共に学び、体験し、相互理解を深めるために実施しております。 なお、特別支援学級は、学校教育法等の法令に基づき、小・中学校の設置者である区市町村教育委員会が地域の実情に応じて設置しています。都は学級設置に関して区市町村にヒアリングを実施し、必要に応じて助言を行っています。

番号	区分	項目	意見要旨	東京都の考え方
98	小学生	インクルーシブな教育の推進(14ページ)	公立学校には様々な特性を持つ子どもが通っており、支援が必要な子どももいる。共生社会を目指し、普通学級での支援を考え、差別なく支援を提供する環境作りが重要である。	都では、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に教育を受け、安全・安心に過ごすことのできる環境と、個別の教育的ニーズに応える多様な学びの場を整備するため、小・中学校において障害のある児童・生徒の日常生活上の介助や学習支援等を行う「インクルーシブ教育支援員」の配置を支援しています。
99	小学生の保護者	インクルーシブな教育の推進(14ページ)	固定の「特別支援学級」を知的・情緒併設で全校設置した上で、「特別支援教室」を併用し通常級在籍の子供にも対応すべき。特別支援学級は分離教育というネガティブイメージもあるが、日本型のインクルーシブ教育として特別支援教室と併用する事で、多様な学びの場を提供するために必要な制度である。	都が進めているインクルーシブ教育については、一人ひとりの教育的ニーズに最も確に応える指導を提供できるよう、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備を行っています。 なお、特別支援学級は、学校教育法等の法令に基づき、小・中学校の設置者である区市町村教育委員会が地域の実情に応じて設置しています。都は学級設置に関して区市町村にヒアリングを実施し、必要に応じて助言を行っています。
100	小学生の保護者 中学生の保護者	インクルーシブな教育の推進(14ページ)	中学までは特別支援級があるが、高校からは支援校に集まる現実がある。高校や大学にも特別支援級や特別支援大学を作り、多様な能力開発を支援してほしい。	特別支援学校の高等部を卒業する生徒が学びを続ける進路を選択できるようにするため、意向調査等を踏まえ、学びを続ける新たなプログラムを開発し、卒業後にモデル的に提供できるよう検討を進めます。
101	小学生の保護者	子供たちの学びを支える教職員・学校の力の強化(15ページ)	育休や産休、病休の代わりに先生が見つからず、学校が疲弊している。小手先の改革では限界があり、抜本的な改革が必要。	令和8年度までの計画期間で「学校における働き方改革の推進に向けた実行プログラム」を策定し、学校の働き方改革を推進しています。東京都教育支援機構(TEPRO)は、学校の希望に沿った候補者を紹介する支援を行い、令和5年7月からマッチング支援システムを運用開始しました。新任管理職向けの個別マニュアルや操作説明動画も作成し、学校の負担軽減と利便性向上を図っています。今後も各教育委員会や学校と連携し、改革を推進していきます。

番号	区分	項目	意見要旨	東京都の考え方
102	学校関係者	子供たちの学びを支える教職員・学校の力の強化(15ページ)	生成AIを活用して業務改善をすすめたいので、各学校へ予算を配当してほしい。	都は、生成AIの安全な専用領域を構築し、授業や校務での活用を研究してきました。令和7年度には都立学校全校で専用生成AIを利用開始し、教員・生徒が日常的に活用できるようにします。
103	学校関係者	子供たちの学びを支える教職員・学校の力の強化(15ページ)	指導が不適切な教員への対応が必要である。管理職が教員を研修に行かせると、自動的に評価が下がる仕組みにしないほしい。	指導が不適切である教員や指導に課題がある教員については、指導力不足等教員として、学校のみならず東京都教職員研修センターで研修する機会を設けています。なお、管理職が同研修に所属校の職員を申請しても、管理職の業績評価が自動的に下がることはありません。
104	学校関係者	子供たちの学びを支える教職員・学校の力の強化(15ページ)	部活動の外部委託が進まず、教員の負担が減らないため、無料で参加できる公的な部活動制度が必要である。	学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備に当たっては、地域の実情に応じたスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、生徒の体験格差を解消する観点から、体制の整備を段階的に進めることが考えられます。直ちに体制を整備することが困難な場合には、当面、学校部活動の地域連携として、必要に応じて拠点校方式による合同部活動も導入しながら、学校設置者や学校が、学校運営協議会や地域学校協働本部等の仕組みも活用しつつ地域の協力を得て、部活動指導員や外部指導者を適切に配置し、生徒の活動環境を確保することが考えられます。
105	学校関係者	子供たちの学びを支える教職員・学校の力の強化(15ページ)	30人学級をスタンダードにすべきである。教員の待遇改善をしてほしい。	学級編制については、国の標準法に基づき、都教育委員会が学級編制等の基準を定め、適切に教員を配置しています。 教員の職務は、その自発性、創造性に期待する面が大きいなど、勤務態様の特殊性があります。そのため、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法に基づき、勤務時間の内外を問わず包括的に評価した処遇として、時間外勤務手当及び休日勤務手当を支給しないこととする一方で、教職調整額が支給されています。

番号	区分	項目	意見要旨	東京都の考え方
106	中学生の保護者 学校関係者 その他(個人・法人)	子供たちの学びを支える教職員・学校の力の強化(15ページ)	学校の力を強化するには、教員の業務量を減らし、熱意ある教員を増やすことが必要である。	令和8年度までを計画期間とし、集中的に取り組むべき具体的な対策をまとめた「学校における働き方改革の推進に向けた実行プログラム」を令和6年3月に策定し、学校における働き方改革を推進しています。 引き続き、本プログラムに基づき学校における働き方改革の先導役を務め、各区市町村教育委員会や学校と連携し、全力で不断の改革を推進していきます。
107	学校関係者 その他(個人・法人)	子供たちの学びを支える教職員・学校の力の強化(15ページ)	BPXによる教員の負担軽減は具体的でない。授業力向上のための研修体制や自主研修日が必要である。学校は完全5日制とし、部活動やキャリア指導は専門家に任せるべきである。	教員の研修については、毎年、教員研修計画を示し、教員が自ら必要な研修を見付けたり、選んだりして受講できるようにしています。 部活動の地域連携・地域移行については、国の方針や令和5年3月に策定した、「学校部活動の地域連携・地域移行に関する推進計画」を踏まえ、まずは休日における地域の環境の整備を着実に推進することとしています。
108	学校関係者	子供たちの学びを支える教職員・学校の力の強化(15ページ)	小中高の教員は必ず特別支援学校を経験させる方がよい。	教員の異動については、都全体の教育水準の向上と、多様な経験を積むことによる資質能力の向上などを目的に実施しています。今後も適材適所の配置に努めていきます。
109	高校生の保護者	子供たちの学びを支える教職員・学校の力の強化(15ページ)	いじめや威圧的な態度をなくすべきである。誰でもいじめの加害者や被害者になり得ることを知ること、安心安全な環境を整えることが重要である。	いじめの未然防止、早期発見、早期対応等の対策、児童・生徒の主体的な行動を促す取組について、引き続き家庭や地域・関係機関等と連携して実施していきます。
110	高校生の保護者	子供たちの学びを支える教職員・学校の力の強化(15ページ)	「教員・学校の力の強化」には、生徒、保護者、地域から教員一人一人と学校全体について評価をもらうようにするべきである。	引き続き、学校評価等を通じて、適切な学校運営に努めてまいります。

番号	区分	項目	意見要旨	東京都の考え方
111	学校関係者	子供たちの学びを支える教職員・学校の力の強化(15ページ)	学校の施設確認や警備などの業務委託やサポートスタッフの活用により、教員の業務を減らす必要がある。また、担任業務の負担を軽減してほしい。	令和8年度までを計画期間とし、集中的に取り組むべき具体的な対策をまとめた「学校における働き方改革の推進に向けた実行プログラム」を令和6年3月に策定し、学校における働き方改革を推進しています。 令和6年度にモデル校4校においてコンサルタントを活用し、学校・教員が担うべき業務の精査等を実施しており、今後はモデル校における精査結果等を踏まえ、小・中学校において、学校・教員以外でも担うことが可能な業務について段階的に外部委託(アウトソーシング)を推進してまいります。 また、小学校低学年で副担任相当業務を担うエデュケーション・アシスタントや、教材準備等を担うスクール・サポートスタッフ等の外部人材の活用を推進し、教員の業務負担の軽減を図っています。
112	小学生	子供たちの学びを支える教職員・学校の力の強化(15ページ)	学校周辺への防犯カメラの設置を検討してほしい。	公立小・中学校の施設整備の経費は、原則として設置者である区市町村が負担することとされています。都は、新規で防犯設備を設置する区市町村に対して支援を行っています。都立学校においては、防犯カメラを校門付近や通用口などに設置して警備を行っています。
113	学校関係者	子供たちの学びを支える教職員・学校の力の強化(15ページ)	教職員の増員をしてほしい。教職員の採用と処遇改善が重要である。仕事の魅力を発信してほしい。	教職員定数については、国の標準法に基づく都の配置基準により適切に配置しています。 都では、教員の確保策として、応募人員の増加(増やす取組)、教育支援体制の充実(減らさない取組)、教員の負担軽減の観点から取組を強化しております。増やす取組としては、教員採用選考制度の改善、教員採用セミナー等のイベントの実施など、減らさない取組としては、アウトリーチ型相談事業の実施や新規採用教員メンターの導入など、教員の負担軽減の観点からは、小学校における教科担任制の推進や外部人材の活用などを実施しています。

番号	区分	項目	意見要旨	東京都の考え方
114	その他(個人・法人)	子供たちの学びを支える教職員・学校の力の強化(15ページ)	インクルーシブ教育は、集団指導と個別指導の役割を再確認し、連携を強化することで前進する。人材育成が遅れているため、育ちやすい環境を整える改革が必要である。専門家の活用も不可欠であり、東京の教育が日本の教育をリードする役割を果たすべきである。	都は、一人ひとりの教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備を行うとともに、多様な人が共に尊重し合う共生社会の実現に向け、障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒が共に学び、体験し、相互理解を深めるために、インクルーシブな教育を進めています。頂いたご意見は、今後の参考とさせていただきます。
115	学校関係者	子供たちの学びを支える教職員・学校の力の強化(15ページ)	業務のアウトソーシングには数値目標が設定されることが多いが、別の業務が増える可能性も考慮する必要がある。在校時間の見える化では、残業時間の具体的な削減目標が設定されることが望ましい。 部活動の地域連携では、地域移行を目指しつつ、教員の負担軽減と優れた教員の確保・育成が課題である。	時間外在校等時間が1か月当たり45時間超の教員の割合を0%とする目標の達成に向け、「学校における働き方改革の推進に向けた実行プログラム」に掲げる取組を着実に実施していくとともに、新たな取組についても推進していきます。 また、部活動の地域連携について、令和5年3月に、「学校部活動の地域連携・地域移行に関する推進計画」を策定し、令和5年度から令和7年度までの改革推進期間における取組の展望を明らかにしています。 本計画において、区市町村は、地域連携・地域移行に向けた協議会等を設置し、各地区における地域連携・地域移行に向けた方針等について検討することとしています。
116	学校関係者	子供たちの学びを支える教職員・学校の力の強化(15ページ)	現場の力の強化には、「優れた教員の確保」だけでなく、優れた学校事務、教育行政職員の確保が重要	令和6年3月に策定した「学校における働き方改革の推進に向けた実行プログラム」において、事務職員について、事務負担の軽減を図るとともに、学校組織における唯一の総務・財務等に通ずる専門職として、校務運営に一層参画できるよう検討していくこととしています。
117	学校関係者	子供たちの学びを支える教職員・学校の力の強化(15ページ)	教員が、生き生きと働ける環境を、異動を含めて整備してほしい。	今後も教員の専門性を活用した適材適所の配置を行い、学校における望ましい教員構成を確保しつつ、教員に多様な経験を積ませることにより、資質能力の向上と人材育成を図り、きめ細かな人事異動を行っていきます。

番号	区分	項目	意見要旨	東京都の考え方
118	その他(個人・法人)	子供たちの学びを支える教職員・学校の力の強化(15ページ)	教育改革で学力競争が進み、不登校が増加。学校に民主主義を取り戻し、教師の増員と少人数学級(20人規模)の実現が必要。教師の教育権と授業準備の自由を保障すべき。	教職員定数については、国の標準法に基づく都の配置基準により適切に配置しています。また、教員一人当たりの授業持ち時数についても、標準法の考え方に基づき、都が適切に定めています。
119	小学生の保護者	子供たちの学びを支える教職員・学校の力の強化(15ページ)	都では特別支援学級で手厚く教員を配置していると思うが、手厚い人員体制の特別支援学級を増やして分離教育をすることが、教員不足の一員となっているのではないか。	近年の教員採用選考における受験者の減少は、全国的な教員の大量採用により、既卒受験者の多くが既に教員として採用されており、既卒受験者が減少していることが主な要因と認識しています。 特別支援学級は、学校教育法等の法令に基づき、小・中学校の設置者である区市町村教育委員会が地域の実情に応じて設置しています。頂いたご意見は、今後の参考とさせていただきます。
120	中学生の保護者	子供たちの学びを支える教職員・学校の力の強化(15ページ)	都の方針は素晴らしいが、先生によって指導の質が異なるため、方針を共有し浸透させ、先生のあり方をアップデートしてほしい。また、都内の大学で勉強した優秀な学生や民間の業種から先生を採用し、先生のバックグラウンドに多様性を持たせてほしい。	時代の変化や教育課題を踏まえ、研修内容の充実や研修方法の工夫改善を実施するなど、教員一人一人のキャリアに応じた資質・能力の向上を図ってまいります。頂いたご意見は、今後の参考とさせていただきます。 都では、教員志望者の層を広げるため、令和4年度実施採用選考から社会人経験者の免許取得猶予制度を開始し、令和5年度実施採用選考からは社会人経験者が受験できる区分で受験可能年齢の引き下げを行いました。 また、令和7年度実施採用選考では、一部教科の第一次選考において、民間企業を併願する方が受験しやすいよう「教職教養」に替えて「適性検査(SPI3)」での受験も可能とする見直しを行います。 引き続き、学生や教員経験者、社会人経験者など、教員を目指している様々な方が受験しやすい仕組みの構築に努めていきます。

番号	区分	項目	意見要旨	東京都の考え方
121	その他(個人・法人)	子供たちの学びを支える教職員・学校の力の強化(15ページ)	教員のリスクリングは、デジタル学習基盤の活用やグローバル人材の育成、多様な学びの場の創出に欠かれない。業務効率化と裁量権の拡大、外部研修のポイント加算などの仕組みが必要である。チャレンジの視点を取り入れることが重要である。	効果的・効率的な業務遂行と教育の質の向上のため、教員が必要な知識やスキルを身に付ける機会や様々な経験を通じて、自らを研さんでいる機会を確保するための取組の充実を図っていきます。頂いたご意見は、今後の参考とさせていただきます。
122	学校関係者	子供たちの学びを支える教職員・学校の力の強化(15ページ)	優れた管理職の配置が不十分で教員が疲弊し退職している。現場が求める管理職と教育委員会の任命にずれがあり、具体的な施策が必要である。	都では、教育管理職の確保に向けて適切に昇任選考を実施しています。 また、校長・副校長及び教員が成長段階に応じて求められる役割や身に付けるべき力等を自覚し、生涯にわたって資質の向上に努めていくための指標を作成しています。
123	小学生の保護者	子供たちの学びを支える教職員・学校の力の強化(15ページ)	教職員・学校の力を強化するため、ソフト面だけでなくハード面も整備が必要。特に教職員用トイレなどの設備改善が必要である。公立学校の避難所機能も強化される。	都は、学校の施設等の状況に応じて、必要な修繕や改修等を実施しているところであり、トイレの洋式化や改修工事についても、適宜実施しています。頂いたご意見を参考に、引き続き教育環境の整備を推進してまいります。
124	学校関係者	子供たちの学びを支える教職員・学校の力の強化(15ページ)	ハード面に偏らず、人的資本経営の視点を取り入れるべき。教員の人材育成と組織開発の専門家を招聘し、施策の改善を強く希望する。	学校における働き方改革の抜本的な推進などにより、子供たちの学びを支える教職員・学校の力を強化していきます。頂いたご意見は参考とさせていただきます。
125	小学生の保護者 学校関係者	子供たちの学びを支える教職員・学校の力の強化(15ページ)	学校において教職員の方々の拡充や、適切な雇用状況を保証し、先生方の環境を整えることで、こどもたちの成長の環境が担保していただきたい。	教職員定数については、国の標準法に基づく都の配置基準により適切に配置しています。 なお、アウトリーチ型相談事業の実施や新規採用教員メンターの導入など、教員支援体制を充実するとともに、小学校における教科担任制の推進や外部人材の活用など、教員の負担を軽減することで、働きやすい環境づくりに取り組んでいます。

番号	区分	項目	意見要旨	東京都の考え方
126	小学生の保護者	子供たちの学びを支える教職員・学校の力の強化(15ページ)	学校作業療法室を段階的に設置し、特別支援教室に作業療法士を配備して教員不足を補うことができる。	区市町村が設置する小・中学校等において自立活動の充実を図るために、専門家との連携が必要な場合、区市町村教育委員会がそれぞれの実情に応じて配置しています。都立特別支援学校において、それぞれの障害特性を踏まえた指導・支援の充実を図るため、言語聴覚士、作業療法士等の専門家の活用を進めており、その専門的知見を、特別支援学校のセンター的機能により、区市町村教育委員会や学校からの要請に応じて教員が行う助言等の支援に活用しています。
127	高校生の保護者	その他	今回の大綱(案)は、障害のある方や日本語に不自由な方にも対応する必要がある。	大綱の内容をわかりやすく伝えられるよう、やさしいことば版も作成しています。
128	高校生の保護者	その他	東京都独自の奨学金給付を拡大してほしい。多子世帯や所得制限に関わらず、全ての子供が平等に奨学金を受けられるようにし、借金の負担を軽減してほしい。	国は、平成26年度から、高校生のいる低所得世帯の経済的負担の軽減を目的として、教科書及び学用品等に充てるための給付金を支給する奨学のための給付金制度を設けており、都においてもこの制度を適切に実施するとともに、国に対し、同制度のより一層の充実を図るよう要望を行っています。 加えて、平成29年度から高校生等が家庭の経済状況にかかわらず自らの未来を切り拓いていく力を伸長できるよう、都独自の給付型奨学金により、多様な教育活動を対象に保護者の教育費負担の軽減を図っています。
129	学校関係者	その他	自治体ごとに勤怠システムが異なり、異動初年度は苦勞する。公立小・中学校で統一システムを導入すべきである。 採点システムも統一し、異動時の負担を軽減すべきである。	学校での働き方改革を進める上で、教員の業務効率化にデジタル活用が不可欠です。都は、統合型校務支援システムや庶務事務システムの都全域での共通化に向け、区市町村の現行システムの状況を調査します。
130	小学生の保護者	その他	親が勉強しないと子も勉強しない。学校教育だけでは子供は勉強しない。定年後に働かない人、働く人、勉強せず給料が上がらない人、努力し続ける人を明確にし、子供にどちらの人生が良いか判断させるべきである。	家庭教育の大切さについては、都として一層の理解を図ることをねらいとして、保護者に向けて、効果的な家庭学習についての啓発資料を作成し、提供しているところです。

番号	区分	項目	意見要旨	東京都の考え方
131	未就学児の保護者	その他	公立小学校のトイレの洋式化を早急に進めてほしい。給食無償化については、有料でも質と量を保つ工夫を求める。学用品は上の学年から使えるものを再利用し、共用できるものは共用にする工夫が必要である。	公立小学校の施設等の整備については、学校設置者である区市町村が整備を行うものであり、トイレの洋式化についても同様です。都は、平成29年度から都内公立小学校のトイレ洋式化の向上のため、区市町村に対して支援を行っています。 学校給食の実施に当たっては、栄養の基準として国が定める「学校給食摂取基準」を踏まえつつ、多様な食品を適切に組み合わせることとされており、各学校の設置者において判断しております。 学用品については、公立小・中学校の設置者が、それぞれの判断で対応しています。
132	その他(個人・法人)	2050年代の東京の姿(3ページ)	自由で多様な学びを推進するという考え方に反するため、「江戸から東京へ」の活用など、推進しないでほしい。	高校生が、日本の伝統や文化とその価値に対する理解を深めることで、国際社会に主体的に生きる日本人としての自覚と誇りをもち、自分たちの住む東京の歴史や地域に興味・関心をもって主体的に歴史学習に取り組むため、都独自の科目「江戸から東京へ」を設置しています。
133	学校関係者	その他	日本・東京の平和教育を世界中に取り入れ、戦争や争いのない世界を目指す。世界平和のリーダーを育成し、次世代の幸福を追求する人材を輩出する。民主主義や正しい科学、格差是正を取り入れた教育を行う。	小・中学校においては、各教科、道徳科及び特別活動などの教育活動を通じて、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質の育成に努めることとなっております。頂いたご意見は、今後の参考とさせていただきます。
134	学校関係者	その他	略称やカタカナ表記は意味が分かりづらく、東京都が発信する内容を漢字表記で訳すことで、多くの人と同じ意味を共有できるようにしてほしい。	頂いたご意見を踏まえて、アルファベットの略語を、分かりやすい表現に変更するなどしました。
135	その他(個人・法人)	その他	情報化社会では教科書の内容は容易に入手可能。教育の付加価値は、社会の声を反映し、社会に役立つ人材を育成することにあります。従来型の教育からの脱却が急務である。	都では、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を推進するため、子供が自ら学び方を選択し、自立した学習者になることを目指した授業づくりについて研究を進めています。頂いたご意見は、今後の参考とさせていただきます。

番号	区分	項目	意見要旨	東京都の考え方
136	未就学児の保護者	その他	支援が必要な子どもが希望すれば情緒学級に入れるようにすることが求められる。 小学校に発達障害の専門スタッフを常駐させることが重要である。 放課後デイサービスの所得制限撤廃や、個人事業主と会社員で所得制限額を分けることも必要である。 物価上昇に伴い、所得制限額の引き上げも検討すべきである。	障害のある児童・生徒の就学先については、一人一人の年齢及び能力に応じ、かつ、特性を踏まえた十分な教育が受けられるよう、障害の状態に加え、本人の教育的ニーズ、学校や地域の状況、保護者や専門家の意見等を総合的に勘案して区市町村教育委員会が個別に判断・決定しています。また、特別支援学級は、学校教育法等の法令に基づき、小・中学校の設置者である区市町村教育委員会が地域の実情に応じて設置しています。都は学級設置に関して区市町村にヒアリングを実施し、必要に応じて助言を行っています。頂いたご意見は、今後の参考とさせていただきます。 区市町村が設置する小・中学校等において自立活動の充実を図るために、専門家との連携が必要な場合、区市町村教育委員会がそれぞれの実情に応じて配置しています。都は、都立特別支援学校において、それぞれの障害特性を踏まえた指導・支援の充実を図るため、言語聴覚士、作業療法士等の専門家の活用を進めており、その専門的知見を、特別支援学校のセンター的機能により、区市町村教育委員会や学校からの要請に応じて教員が行う助言等の支援に活用しています。
137	その他(個人・法人)	その他	進学校の教職員は大学進学だけでなく、専門学校進学や就職指導も重視すべき。	生徒一人一人が自らの生き方を考え、主体的に進路を選択することができるよう、学校の教育活動全体を通じて、組織的かつ計画的に指導しています。
138	学校関係者	その他	大綱では、呼び方の変革のみならず、オンライン学習やDX化、不登校児の学び方に踏み込んでほしい。	本大綱では、特に重要で優先的に取り組む事項として、一人一人の子供の状況に応じたきめ細かな教育の充実等、6点の事項を掲げています。